

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1 - 330
許認可等の種類	免許告示後の施設について損害賠償ほか				
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法施行令第8条				
許認可等の概要	免許告示後の施設についての損害防止施設又は損害補償の請求禁止、特別な事由ある場合の許可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            [参考] 公有水面埋立法施行令第8条            公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ハ同法第十一条ノ規定ニ依ル告示アリタル後為シタル公有水面ノ利用ニ関スル施設ニ付テハ埋立ニ因リテ生スル損害ノ防止ノ施設又ハ其ノ損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ都道府県知事ノ許可ヲ受ケテ為シタル施設ニ付テハ此ノ限ニ在ラス</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>60日            (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)</p>				
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知				